

番 号 : 140682

国 名 : セントクリストファー・ネーヴィース

担当部署 : 資金協力業務部実施監理第三課

件 名 : 零細漁業振興計画フォローアップ協力 (施工計画/入札支援/施工監理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 施工計画/入札支援/施工監理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年9月下旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 30M/M、現地 4. 70M/M、合計 6. 00M/M
- (3) 業務日数 : 国内 : 26日、現地 : 141日

準備期間	第一次現地 業務期間	第一次国内 作業期間	第二次現地 業務期間	第二次国内 作業期間	第三次現地 業務期間	整理期間
5日	30日	17日	28日	2日	83日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月3日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(い
ずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、

JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ① 類似業務の経験 45点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務：	水産施設の施工計画、入札支援及び施工監理に係る各種業務
対象国／類似地域：	セントクリストファー・ネーヴィース／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

セントクリストファー・ネーヴィース国は、カリブ海東側に位置し、セント・キッツ島とネーヴィス島の2つの火山島から構成されており、国土面積は269k m²、人口は約5.2万人、首都はセント・キッツ島の南東岸に位置するパセテル市である。セントクリストファー・ネーヴィース国の産業別GDPは、第一次産業2%、第二次産業21%、第三次産業77%となっており、第三次産業、とりわけ観光業に大きく依存している。

このため、セントクリストファー・ネーヴィース国は国際的な経済情勢に大きく影響を受ける自国の産業構造を多角化するために、「国家開発計画(2000-2003)」を策定し、同計画中で水産産業を国民に対する動物性蛋白質の供給量の増加、食糧自給率の向上の観点から重要な産業と位置付けている。同計画では、セントクリストファー・ネーヴィース国経済水域内の漁業資源の持続的利用を基本とし、具体的には水揚場の集約整備、適正漁船の導入、漁業技術の普及訓練などを優先事項として挙げている。

このような背景の下、セントクリストファー・ネーヴィース国政府は、島内主要3カ所の水産施設の整備を中心とする水産物流通体制の整備、漁業資源の持続的かつ効果的な利用および開発を図ることを目的とする「水産開発計画」を策定し、我が国に対して、島内主要3カ所の水産施設の整備を目的とした無償資金協力が要請された。同要請のもと、2005年度無償資金協力「零細漁業振興計画」(6.17億円)により、2006年12月にセントクリストファー・ネーヴィース国オールドロード地域に、ボートヤード、棧橋、スリップウェイ、漁業センター棟(以下「本施設」)が建設された。

本施設は有効に活用され、水揚場が集約されることによる漁獲物の効果的な流通が行われるようになったこと、製氷施設からの廉価な氷を利用して鮮度が保持された漁獲物を高値で販売できるようになり零細漁業者の経営改善が図られるようになったこと、一般消費者に対し、衛生的な魚介類が供給されるようになった等、さまざまな効果が上がっている。

本施設のうち、棧橋については、ハリケーン時の高波浪による揚圧力から棧橋を保護することを目的として、棧橋デッキスラブに開口部を設け、取り外し可能なコンクリート蓋が設置された。同蓋は、高波浪来襲前に取り外し、その後再設置するという考えで設計され、その作業には無償資金協力で調達されたクレーン付トラックを用いることとなっていた。しかし、コンクリート蓋の縁金物が錆び、クレーンを使用しても取り外し・設置作業が困難となったことなどから、いくつかの蓋が一部取り外された状態で放置され、棧橋の一部が通行困難になる等の支障を来している。

また、棧橋基部のコンクリートに、波浪による転石が原因とみられる損傷が見られ、土台が傾く危険性をはらんでいる。更に、施設内の配電が雨漏りの影響で一部通電しなくなっており、配電盤の交換が必要なことも判明した。

これらの問題に対し、実施機関(セントクリストファー・ネーヴィース国政府水産局)の財政事情及び組織体制等では維持管理は可能なものの、自助努力により対策工事を行うことは困難であることから、本施設を継続的に利用するための対策の検討等を目的とした、フォローアップ調

査を 2012 年 10 月に実施した。

調査の結果、1) 棧橋開口部の改良（蓋の取り外し、維持管理を容易にする）、2) 荷捌場、ロッカー等からの排水の改善、3) 棧橋基部の補修、4) 施設内の配電盤の交換について、フォローアップ協力を実施することが妥当であることが確認された。

その後、2014 年 4 月に本フォローアップ協力として実施する修復工事の業者入札を行ったが、ハリケーンの影響等もあり、入札は不調となった。フォローアップ調査から時間が経過しているため、物価の上昇やリスクの変動、さらには、本施設に関するセントクリストファー・ネーヴィース側実施機関の最新利用計画・周辺状況を踏まえ、スコープ及び価格の再検討を行ったうえで、再入札・施工を行うことが必要と判断され、本業務を実施することとした。

【無償資金協力の概要】

- ・ E/N 署名 2005 年度
- ・ 詳細設計を含む合計供与限度額 6.17 億円

【フォローアップ協力の概要】

1. 棧橋開口部の改良
2. 棧橋基部改修
3. 荷捌場、ロッカー等からの排水溝改修
4. 配電盤の交換及び漏電防止対策

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、無償資金協力事業におけるフォローアップ協力の仕組み・手続き、フォローアップ調査の結果及び入札結果を十分把握の上、セントクリストファー・ネーヴィース国を兼轄する JICA ドミニカ共和国事務所、及び、必要に応じ、本施設を所有・管理するセントクリストファー・ネーヴィース国政府水産局と協議・調整しつつ、フォローアップ協力計画の再検討及び同事務所が実施する修復工事の施工業者選定のための入札及び施工監理に対し、技術的な支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014 年 9 月下旬）

- ①フォローアップ調査等において作成された設計及び入札図書を精査する。
- ②前回入札における応札書類をレビューする。
- ③対処方針会議等に参加する。

（2）第一次現地派遣期間（調査・施工計画）（2014 年 10 月上旬～11 月上旬）

- ①JICA ドミニカ共和国事務所等との打合せに参加する。
- ②セントクリストファー・ネーヴィース側関係機関との協議に参加し、フォローアップ協力対象施設の最新の利用計画を確認する。
- ③本フォローアップ協力の修復工事に関するリスクを確認する。
- ④②～③の調査結果に基づき、本フォローアップ協力のスコープの再検討及び再積算を行う。

（3）第一次国内作業期間（2014 年 11 月上旬～2015 年 1 月中旬）

- ①帰国後 1 週間以内に、現地派遣期間中に行った業務に関する報告書を取りまとめ、JICA 資金協力業務部及びドミニカ共和国事務所に対し報告を行う（テレビ会議）。
- ②見直されたフォローアップ協力方針に基づき、入札図書案を作成する。
- ③JICA ドミニカ共和国事務所による入札図書に関する業者からの質問に対する回答及び入札図

書アmend作成を支援する。

(4) 第二次現地業務期間(入札支援・契約支援)(2015年1月中旬～2月上旬)

① JICA ドミニカ共和国共和国事務所等との打合せに参加する。

② セントクリストファー・ネーヴィース側関係機関との協議に参加し、修復工事の内容及び入札手続きの説明を行う。

③ JICA ドミニカ共和国事務所による入札評価を技術的な側面から支援する。具体的には、主に以下の事項につき、応札書類について技術的な評価を行う。

ア) 応札業者の資格審査

(a) 企業形態

(b) 財務状況

(c) 工事実績

(d) 技術者数

イ) 応札書類の技術審査

(a) 工程計画

(b) 施工要員計画

(c) 工法計画

(d) 建設資機材投入計画

(e) その他入札書類で定める事項

ウ) 応札金額の分析

予定価格と応札金額の比較分析による応札金額の妥当性の検討

④ ③の評価結果に基づき、入札評価報告書(案)(和文・英文)の技術評価に関する部分を作成するとともに、入札評価報告書(案)全体のとりまとめに協力する。

⑤ JICA ドミニカ共和国事務所による応札業者との契約交渉を補佐し、入札評価結果等に基づき、主として技術的事項に関する確認を行う。

⑥ JICA ドミニカ共和国事務所と施工業者との契約書にて規定される仕様書、設計図等に基づき、工所用資機材調達、工事全体の詳細工程、施工計画等について契約業者と協議のうえ、同結果を書面にて取りまとめる。

⑦ その他、工事全体に関しドミニカ共和国事務所と契約業者との間で調整が必要な事項について、ドミニカ共和国事務所を支援する。

(5) 第二次国内作業期間(2015年2月上旬～2月中旬)

① 帰国後1週間以内に、現地派遣期間中に行った業務に関する報告書を取りまとめ、JICA 資金協力業務部・ドミニカ共和国事務所に対し報告を行う(テレビ会議)。

(6) 第三次現地業務期間(施工監理)(2015年6月上旬～8月下旬)

① JICA ドミニカ共和国事務所等との打合せに参加する。

② JICA ドミニカ共和国事務所と施工業者との契約書にて規定される仕様書、設計図等に則り品質を確保しながら適切に施工されるよう、現場での立会い、現地施工業者の工程管理、出来形管理、品質管理、数量の確認、材料検査、工事写真管理、安全管理等の業務を監督する。その結果は、JICA ドミニカ共和国事務所に速やかに報告する。また、必要に応じて技術指導を行う。

なお、施工業者への支払い時には支払請求に対する確認を行うとともに、工事の出来高等必要な情報を取りまとめ、JICA ドミニカ共和国事務所に報告する。

また、施工業者契約書及び入札図書との不適合、またはそのおそれがあると認められる場合、工事が遅延している、またはそのおそれがあると認められる場合は、その時点で JICA ドミニカ共和国事務所に報告する。

③ 設計変更が生じる場合は、事前に設計変更内容を JICA ドミニカ共和国事務所に報告する。変更の妥当性について分析を行い、変更に伴い新たに必要となる図面、数量変更を取りまとめる。

施工業者の契約金額の変更を伴う場合は、その変更金額の積算を行い、その結果を JICA ドミニカ共和国事務所へ報告する。

④施設の完工に関し、JICA ドミニカ共和国事務所が必要な検査を行うための情報を取りまとめ、JICA ドミニカ共和国事務所へ提供するとともに、JICA ドミニカ共和国事務所が行う完工検査の実施及び完工証明書の作成を支援する。

(7) 第三次帰国後整理期間 (2015 年 8 月下旬)

帰国後 1 週間以内に、第三次現地派遣期間中に行った業務に関する報告書を取りまとめ、JICA 資金協力業務部及びドミニカ共和国事務所に対し、報告を行う (テレビ会議)。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (5) 業務完了報告書とする。

- (1) 第一次現地業務結果報告書 (和文)
- (2) 入札図書 (案) (英文)
- (3) 第二次現地業務結果報告書 (和文)
- (4) 第三次現地業務結果報告書 (和文)
- (5) 業務完了報告書 (和文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積を計上して下さい)。航空賃については、成田 (日本) - サントドミンゴ (ドミニカ共和国) - バセテル (セントクリストファー・ネイヴィース) 間を計上して下さい。

- (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA 本部から業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です (当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・ 車両関係費
- ・ 通信費

臨時会計役とは、会計役としての職務 (例: 現地業務費の受取り、支出、精算) を必要な期間 (例: 現地出張期間) に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第一次現地派遣期間 (2014 年 10 月上旬～11 月上旬)

第二次現地業務期間 (2015 年 1 月中旬～2 月上旬)

第三次現地業務期間 (2015 年 6 月上旬～8 月下旬)

なお、第二次現地業務期間及び第三次現地業務期間については、第一次現地派遣期間の結果等を踏まえて変更の可能性があります。特に、第三次現地業務期間については、大きく変更（前倒しや分割等）される可能性もあります。

②現地での業務体制

JICA ドミニカ共和国事務所を行う入札支援等のため、本邦からの職員等を派遣する可能性があります。

③便宜供与内容

JICA ドミニカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- 1) 空港送迎
なし（関連情報を提供します。）
- 2) 宿泊手配
あり
- 3) 車両借上げ
なし（関連情報を提供します。）
- 4) 通訳備上
なし
- 5) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします
- 6) 執務スペースの提供
なし

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構資金協力業務部実施監理第3課（TEL:03-5226-9256）にて閲覧可能とします。

・フォローアップ調査報告書

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

・セントクリストファー・ネーヴィース国水産無償開発計画基本設計調査報告書

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本業務においては、会計年度を跨る契約（複数年度契約（2014年度及び2015年度））を締結することとし、年度を跨る現地作業又は国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ありません。

以上